

# ご存知ですか？

## 耐震診断・耐震改修は、法律により、所有者に課せられた努力義務です。

### 建築物の耐震改修の促進に関する法律(抜粋)

(特定建築物の所有者の努力)

第6条 次に掲げる建築物のうち、地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定(第8条において「耐震関係規定」という。)に適合しない建築物で同法第3条第2項の規定の適用を受けているもの(以下「特定建築物」という。)の**所有者は、当該特定建築物について耐震診断を行い、必要に応じ、当該特定建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。**

- 一 学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホームその他多数の者が利用する建築物で政令で定めるものであって政令で定める規模以上のもの
- 二 火薬類、石油類その他政令で定める危険物であって政令で定める数量以上のものの貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物
- 三 地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあるものとして政令で定める建築物であって、その敷地が前条第3項第一号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路に接するもの

### ＜ アンケート調査票 ＞

#### 1. 所有者の努力義務について

Q1-1 あなたが所有されている建築物は、「特定建築物」ですか？

- 1. 特定建築物である
- 2. 特定建築物ではない
- 3. 分からない

Q1-2 あなた(所有者)には、建築物の耐震改修の促進に関する法律により、耐震診断・耐震改修工事を行う努力義務が課せられていることをご存じでしたか？

- 1. 知っている
- 2. 知らなかった
- 3. 所有している建築物が「特定建築物」かどうか分からない

#### 2. 耐震診断について

Q2-1 耐震診断を実施された方にお聞きします。耐震診断を受けた動機(理由)は何でしたか？(複数選択可)

- 1. 地震に対して不安だったから
- 2. 改装工事、増築工事等のついでがあったから
- 3. 専門家や業者に勧められたから
- 4. 同業他社等がしているから
- 5. 地震保険に加入するため
- 6. その他 ( )

Q2-2 耐震診断をすることが予定がない方にお聞きします。その理由は何ですか？(複数選択可)

- 1. 建て替えを予定しているから
- 2. 解体撤去を予定しているから
- 3. 建物の使用を中止する予定であるから
- 4. 耐震診断の必要性がわからないから
- 5. 耐震診断の費用(※3)が高く負担が大きいから
- 6. 耐震診断の依頼先がわからないから
- 7. 大地震は当分こないと思うから
- 8. 耐震診断をしなくても安全な建物だと思うから
- 9. その他 ( )

注3 耐震診断の費用については、それぞれの建築物により大きく異なりますが、このアンケートにご回答いただく際の大まかな目安としては、1㎡当たり1,500円程度、例えば、延べ床面積が3,000㎡の建築物の場合、450万円程度とお考えください。

Q2-3 皆さんにお聞きします。耐震診断を進める為に必要と思われる支援制度等は何だとお考えですか？(複数選択可)

- 1. 耐震診断に関する情報がほしい
- 2. 耐震診断に関する相談窓口を設置してほしい
- 3. 専門家の紹介制度を実施してほしい
- 4. 費用の助成制度(補助制度)を実施してほしい
- 5. その他 ( )

#### 3. 耐震改修(補強工事)について

Q3-1 耐震改修(補強工事)をすることが予定がない方にお聞きします。その理由は何ですか？(複数選択可)

- 1. 建て替えを予定しているから
- 2. 解体撤去を予定しているから
- 3. 建物の使用を中止する予定であるから
- 4. 耐震改修(補強工事)の必要性がわからないから
- 5. 耐震改修(補強工事)の費用(注4)が高く負担が大きいから
- 6. 耐震改修工事の依頼先がわからないから
- 7. 耐震改修工事中、建物が使えなくなるのが困るから
- 8. 使用者の承諾が得られないから
- 9. 大地震は当分こないと思うから
- 10. 大地震がきても建物は大丈夫だと思うから
- 11. その他 ( )

注4 耐震改修(補強工事)の費用については、それぞれの建築物により大きく異なりますが、このアンケートにご回答いただく際の大まかな目安としては、1㎡当たり47,300円程度、例えば、延べ床面積が3,000㎡の建築物の場合、1億4,000万円程度とお考えください。

Q3-2 皆さんにお聞きします。耐震改修(補強工事)を進める為に必要と思われる支援制度等は何だとお考えですか？(複数選択可)

- 1. 耐震改修(補強工事)に関する情報がほしい
- 2. 耐震改修(補強工事)に関する相談窓口を設置してほしい
- 3. 耐震改修(補強工事)を安心してまかせられる業者の紹介制度を実施してほしい
- 4. 耐震改修(補強工事)の事例を紹介してほしい
- 5. 費用の助成制度(補助制度)を実施してほしい
- 6. 費用が安くて見栄えの良い工法を開発してほしい
- 7. 耐震改修(補強工事)を行った者に対するなんらかのインセンティブ(税制優遇の拡大など)がほしい
- 8. その他 (具体的に: )

# Nº13

平成24(2012)年3月発行

## 奈良県住宅・建築物耐震化促進協議会

### ニュースレター

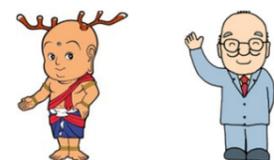
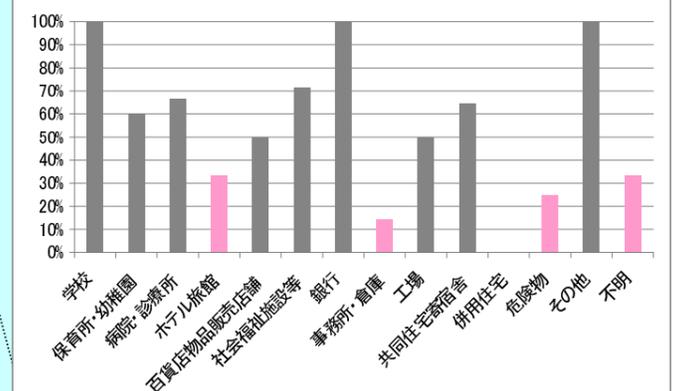
#### 平成23年12月実施の耐震診断・耐震改修に関するアンケート調査の結果報告

1-2 法による努力義務規定を	回答全体
1 知っていた	55
2 知らなかった	59
3 判らない	12
<b>計</b>	<b>126</b>

(アンケート回答者のうち)

**半数の方が耐震診断・耐震改修を行う努力義務があることを知らない**

#### 努力義務を知っていた人の建物用途別の割合



発行日：平成24(2012)年3月

奈良県土木部まちづくり推進局建築課  
〒630-8501 奈良市登大路町30  
TEL: 0742-27-7561  
FAX: 0742-27-7790

奈良県耐震化協議会 検索

1 調査の目的

民間が所有する学校、体育館、病院、老人ホームなど建築物の耐震改修の促進に関する法律(以下「耐促法」という。)に規定する特定建築物※の所有者について、法律により耐震診断・改修を行うことに務めなければならないことを知っていたか、また、耐震化が進まない理由を把握し、今後の耐震化促進に向けた行政の取り組みに活かす。

2. 調査項目

耐促法に規定する特定建築物所有者の耐震化に向けた努力義務の認知状況、耐震診断及び耐震改修の実施の有無、今後の予定、阻害要因等について選択肢によるアンケート(アンケート内容は末頁参照)

3. 調査方法

- ◇調査地域: 奈良県全域(奈良市、橿原市、生駒市を除く)
- ◇調査対象: 耐促法による特定建築物の所有者
- ◇調査方法: 郵送配布、郵送回収
- ◇調査時期: 平成23年11月30日～12月22日

4. 調査票の配布・改修の状況

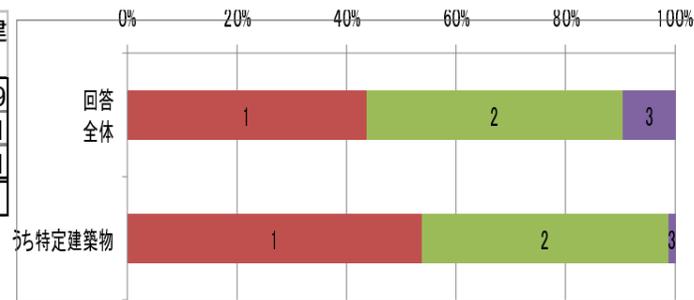
調査票配布件数 636件 → 有効回答数(率) 126件 (19.8%)

※特定建築物: 学校、体育館、病院、老人ホームなど多数の者が利用する一定の用途の建築物のうち耐震関係規定に適合しない既存不適格建築物

Q1-2 建築物の耐震改修の促進に関する法律により、耐震診断・耐震改修工事を行う努力義務が課せられていることをご存じでしたか。

→ 回答者の半数以上(56%)が、耐促法に基づく特定建築物の耐震改修の努力義務を知らない。所有する建築物が特定建築物であることを認識している者の半数近く(48%)が、同様に努力義務を知らない。

1-2 法による努力義務規定を	回答全体	うち特定建築物
1 知っていた	55	49
2 知らなかった	59	41
3 判らない	12	1
計	126	91



Q2-1 耐震診断を受けた動機(理由)は何でしたか？(複数選択可)

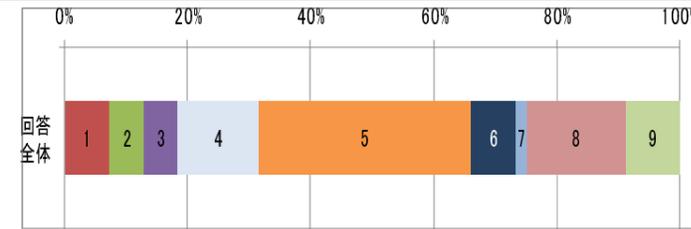
→ 耐震診断を行った理由は、「地震に対する不安」が最も多く(約40%)、専門家のすすめ(「増改築等のついで」と「専門家のすすめ」の計、約30%)と併せると、約70%を占める。

2-1 耐震診断を行った理由は？	回答数
1 地震に対する不安	13
2 増改築等のついで	7
3 専門家のすすめ	3
4 法の趣旨に基づき	3
5 組織の運営方針	4
6 その他	3
計	33



Q2-2 耐震診断をしない理由は何ですか

→ 耐震診断を行わない理由上位3つは、「費用負担が大」、「しなくても安全」、「必要性が不明」の順に、負担を除けば、地震や耐震に係る情報不足が想定される。



2-2 耐震診断を行わない理由は？

1 建て替え予定	9
2 撤去予定	7
3 使用中止予定	7
4 必要性が不明	16
5 費用負担大	43
6 依頼先が不明	9
7 大地震は当分来ない	2
8 しなくても安全	20
9 その他	11
計	124

Q2-3 耐震診断を進める為に必要と思われる支援制度等は何だとお考えですか？(複数選択可)

→ 耐震診断を行うために必要な支援上位3つは、耐震診断を行わない理由と表裏の関係であり、「費用の助成制度」、「情報」、「相談窓口の設置」の順となる。特定建築物の耐震診断の助成は、奈良市、橿原市、生駒市、宇陀市、田原本町の5市町で制度有り。(23年度)



2-3 耐震診断に必要な支援制度は？

1 費用の助成制度	35
2 情報	25
3 相談窓口の設置	12
4 その他	95
5 専門家の紹介制度	5
計	172

3-1 耐震改修の予定が無い理由は？

1 建て替え予定	8
2 撤去予定	8
3 使用中止予定	9
4 必要性が不明	15
5 費用負担大	57
6 依頼先が不明	7
7 工事中建物が使えない	17
8 使用者の承諾が得られない	2
9 大地震は当分来ない	3
10 建物は大丈夫	15
11 その他	20
計	161

Q3-1 耐震改修(補強工事)をしない理由は何ですか？(複数選択可)

→ 耐震改修を行わない理由上位3つは、「費用負担大」、「工事中建物が使えない」、「必要性が不明」と耐震診断と同様に費用負担と情報不足が理由に考えられる。



Q3-2 耐震改修(補強工事)を進める為に必要と思われる支援制度等は何をお考えですか？(複数選択可)

→ 耐震改修を行うために必要な支援上位3つは、「費用の助成制度」、「実施者へのインセンティブ」、「安価で見栄えのよい工法」の順で、費用面が大きい。

3-2 耐震改修に必要な支援制度は？	回答数
1 費用の助成制度	32
2 情報	23
3 相談窓口の設置	16
4 事例の紹介	18
5 費用の助成制度	90
6 安価で見栄えのよい工法の開発	33
7 実施者へのインセンティブ	44
8 その他	1
計	257

